

地域連携電子カルテシステム(旭川クロスネット)

旭川赤十字病院では、院内の電子カルテにある情報をインターネットを介して連携関係にある地域の医療機関から閲覧できるシステムを導入しています。

1. 何のためのシステムですか？

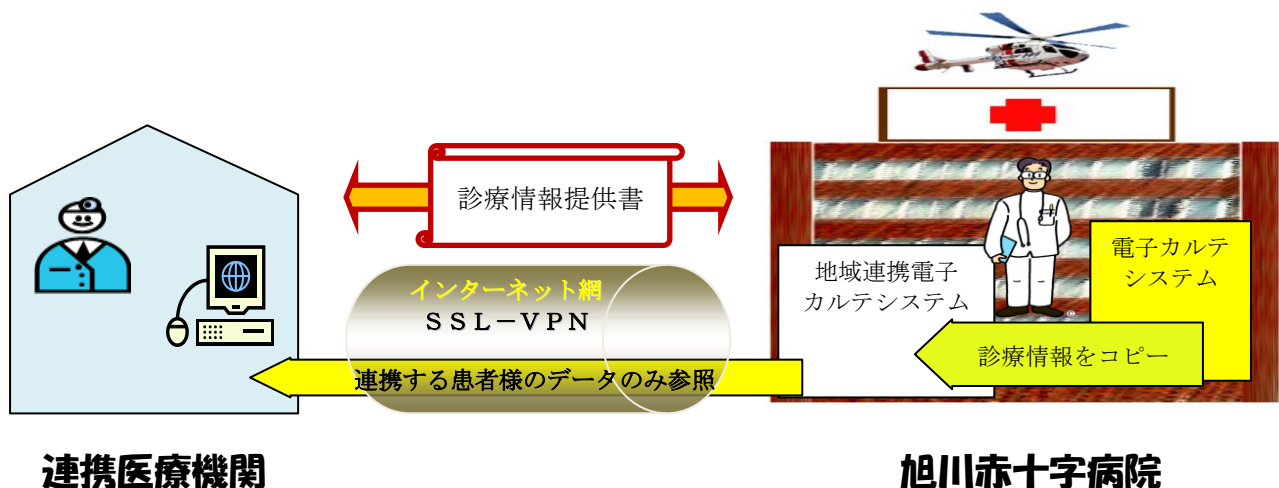
旭川赤十字病院では、当院から転院する際に転院先医療機関に正確な診療情報を提供したいと考えています。また、紹介して頂いた医師（かかりつけ医など）にも同様に正確な情報提供をしたいと考えています。医師が診療情報の提供を行う際には、診療情報提供書を作成しますがそこに記載できる情報は限られています。旭川クロスネットを利用すると電子カルテに書かれている情報、検査データ、CT・MRI等の画像データを直接閲覧することが出来ますから必要な情報を正確に知ることが可能となります。

これにより、無駄な検査・薬剤投与を防止できます。また、正確なデータに基づいた安全で質の高い医療を受けることが期待出来ます。さらに、旭川赤十字病院の外来や退院時に確認し忘れたことや、旭川赤十字病院で説明を受けてもよく理解できなかったことをかかりつけ医からわかりやすく説明頂くことも可能となります。

2. どの医療機関でも利用できますか？

旭川クロスネットは旭川赤十字病院と連携関係にある医療機関の医師（共同診療医）や連携関係にある薬局で利用することが出来ます。

・「共同診療医」は旭川赤十字病院正面玄関に掲示しています。



連携医療機関

旭川赤十字病院

裏面へ⇒

3. どのような場合にカルテ情報が、利用できるようになりますか？

このシステムは「共同診療医」との間で診療情報提供書が作成された場合に、診療情報提供書を補うものとして利用することになります。かかりつけ医が、共同診療医になっていればその医師からの診療情報提供書を持って受診し、当院において結果報告を作成すればかかりつけ医は、このシステムを介して情報を知ることができますので、かかりつけ医に戻った際には詳細な診療情報に基づく診療を受けられます。

また、当院からの転院先が共同診療医として登録していれば、転院時に診療情報提供書を作成しそれを持参していくことで転院先の医療機関は詳細な診療情報を閲覧できます。診療情報提供書が作成されていない場合であっても、かかりつけ医が共同診療医であり、患者様自身が当院で診療を受けたことがある場合には、患者様自身がそのかかりつけ医に「旭川赤十字病院電子カルテシステム診療記録閲覧同意書」を提出することにより情報提供を行うことができます。

保険調剤薬局においても「旭川赤十字病院電子カルテシステム診療記録閲覧同意書」を提出することにより情報提供を行うことができ、服薬指導などを受けることができます。

なお、システムを利用して情報提供を行っている医療機関への通院をやめるなどの理由によりシステム利用を中止したい場合には、当院に申し出て頂くことにより中止することができます。

※ お問い合わせは 当院 地域医療連携室 まで

■理念

赤十字の基本理念に基づき、個人の尊厳および権利を尊重し、質の高い医療を提供します

■基本方針

- | | |
|----------------------------|-----------------------|
| 1. 患者様の人権と意思を尊重した病院環境を造ります | 2. 急性期医療を中心にして診療を進めます |
| 3. 救急医療の充実に努めます | 4. 地域の医療機関等との連携を推進します |
| 5. 国内外の災害時の医療活動に貢献します | 6. 職員の教育、研修を充実させます |
| 7. 健全経営に留意して、その結果を社会に還元します | |

■私たちは患者さまの権利を尊重します

- | | | |
|-------------------|---------------|--------------------|
| 1. 適切な医療を受ける権利 | 2. 医療に関して知る権利 | 3. 医療行為を自分で選ぶ権利 |
| 4. プライバシーを保障される権利 | 5. 人権を尊重される権利 | 6. セカンドオピニオンを受ける権利 |